

**令和2年度 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者に  
ならないための「生命の安全教育」調査研究事業**

---

**報告書（概要版）**

**令和3年3月**

**エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社**

## 1. 調査研究概要

### 1.1 調査研究目的

本調査研究事業は、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、「子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育」を推進するため、内閣府と文部科学省が共同で行う事業である。

先行する取組や教材の内容、指導の手引き等について実態調査を行うとともに、有識者からなる検討会においてその分析を実施し、発達段階に応じた教材や教職員向けの指導手引き、啓発資料、保護者向け資料等の作成に向けた検討を行うことで、教育現場が子供を性暴力の当事者にしないための教育を推進するために必要な情報を提供することを目的とする。

### 1.2 調査研究内容

#### 1.2.1 生命の安全教育検討会の設置・運営

既存教材・取組に関する調査及び発達段階に応じた教材内容の検討等について、専門的見地から助言をいただくため、有識者検討会（以下、「検討会」という。）を設置、運営した。

表 1 検討会委員（敬称略、五十音順）

| 区分  | 氏名        | 所属                                     |
|-----|-----------|--|
| 委員  | 浅野 明美     | 全国養護教諭連絡協議会 会長<br>常陸太田市立世矢小学校 養護教諭     |
|     | 浦 尚子      | 性暴力被害者支援センター・ふくおか 理事長                  |
|     | 緒方 直彦     | 全国特別支援学校長会事務局 次長<br>東京都立町田の丘学園 統括校長    |
|     | 木間 東平     | 全国学校安全教育研究会 会長<br>葛飾区立柴又小学校 校長         |
|     | 瀬高 真一郎    | 全国高等学校長協会 生徒指導研究委員長<br>神奈川県立市ケ尾高等学校 校長 |
|     | 西澤 哲      | 山梨県立大学 人間福祉学部 学部長・教授                   |
|     | 番 敦子      | 弁護士                                    |
|     | 渡邊 正樹（座長） | 東京学芸大学 教職大学院 教授                        |
| 参考人 | 艮 香織      | 宇都宮大学 准教授                              |

表 2 検討会実施実績

| 検討会            | 実施年月日                                | 場所                               | 主な議事                        |
|----------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 第 1 回          | 令和 2 年 9 月 30 日<br>10 : 00 ~ 11 : 40 | 中央合同庁舎 8 号館 6 階<br>623 会議室、オンライン | 先行する取組の紹介並びに調査計画について        |
| 第 2 回          | 令和 2 年 11 月 20 日<br>9 : 00 ~ 11 : 00 | 三菱総合研究所 4 階<br>大会議室 C、オンライン      | ヒアリング調査結果及び既存教材・取組の調査結果について |
| 第 3 回          | 令和 3 年 2 月 2 日<br>14 : 00 ~ 16 : 00  | オンライン開催                          | 発達段階に応じた教材・啓発資料等の検討について     |
| 第 4 回<br>(最終回) | 令和 3 年 3 月 15 日<br>13 : 00 ~ 14 : 30 | オンライン開催                          | 教材・啓発資料案及び報告書案について、並びに検討会総括 |

### 1.2.2 既存教材・取組に関する調査

地方公共団体、学校、NPO 法人、民間団体、その他研究者や学生団体等における特徴的な取組や使用されている教材等について、公開資料及びウェブサイトから文献調査を行い、情報収集した。そのうち、特徴的な取組を行っていると思われる計 14 機関（個人含む）に対してヒアリング調査を実施した。

表 3 各発達段階における既存教材・取組の調査対象

| 発達段階                | 内容   |
|---------------------|--|
| ①幼児期～<br>小学校低学年     | 水着で隠れる部分                                       |
| ②小学校中・高学年           | SNS の危険性等の防犯指導                                 |
| ③中学校                | デート DV、SNS の危険性等の防犯指導                          |
| ④高校                 | デート DV、SNS の危険性等の防犯指導、JK ビジネス、セクシュアルハラスメント     |
| ⑤高校(卒業直前)・<br>大学・一般 | レイプドラッグ、セクシュアルハラスメント、AV 出演強要、酩酊に乗じた性暴力の問題、性的同意 |
| 特別支援教育              | 障害者に関する①～⑤等の取組                                 |

### 1.2.3 発達段階に応じた教材・指導手引き、啓発資料等の調査・検討

調査結果について分析し、内閣府及び文部科学省、並びに検討会で有識者に意見を諮った上で、発達段階に応じた以下の資料及び教職員・保護者への案内のイメージを検討した。

表 4 作成した資料

| 発達段階            | 内容                      |                         |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| ①幼児期            | 教材イメージ、学習用ワークシート、指導の手引き |                         |
| ②小学校            | 低・中学年                   | 教材イメージ、学習用ワークシート、指導の手引き |
|                 | 高学年                     | 教材イメージ、学習用ワークシート、指導の手引き |
| ③中学校            | 教材イメージ、学習用ワークシート、指導の手引き |                         |
| ④高校             | 教材イメージ、学習用ワークシート、指導の手引き |                         |
| ⑤高校(卒業直前)・大学・一般 | 啓発チラシのイメージ、指導の手引き       |                         |
| 特別支援教育          | 指導の手引き                  |                         |

## 2. 既存教材・取組に関する調査

### 2.1 調査対象

教育現場において性犯罪・性暴力防止のための特徴的な取組を行っている機関を対象に、実施中の取組内容、使用教材、教育の効果や課題等について幅広く文献調査を行った上で、その結果や検討会委員等の意見を踏まえ、以下の表に示す地方公共団体や学校、民間団体等を対象にヒアリング調査を行った。

表 5 ヒアリング調査対象機関

| No. | 区分                | 機関名  | 概要、選定理由  |
|-----|-------------------|--|--|
| 1   | 地方公共団体            | 福岡県 生活安全課<br>性暴力・犯罪被害対策係                         | 全国初となる性暴力防止条例 <sup>1</sup> を制定。令和2年度より、公立の小中高校に性暴力対策アドバイザーを派遣し、協力校で授業を実施 |
| 2   | 幼稚園、小学校           | 私立和光幼稚園・小学校                                      | 「こころとからだの学習」として実施  |
| 3   | 小学校               | 大阪市立生野南小学校                                       | 「『生きる』教育」プログラムで性教育を実施  |
| 4   | 中学校               | 大阪市立田島中学校  | 令和2年度から性暴力対策の教育を実施。学年に応じて段階的に、思春期の体や脳の変化、デートDV等について指導                    |
| 5   | 中学校               | 公立A中学校   | 独自の性教育を実施しているほか、外部機関に講師派遣を依頼し教育を実践                                       |
| 6   | 高校                | 私立B高校  | 性に関する包括的な教育を実施   |
| 7   | 特別支援学校            | 千葉県立柏特別支援学校                                      | 平成26年度から、各児童生徒の教育的ニーズに応じた「性に関する指導」の授業を実践研究                               |
| 8   | 大学                | 広島大学ハラスメント相談室                                    | 学部の必修授業で、ハラスメントに関する授業の一環で性犯罪・性暴力に関する講義を実施                                |
| 9   | 学生サークル            | Tottoko Gender Movement                          | 学生が性的同意の認識を広める活動を展開。新入生オリエンテーションで性的同意に関する資料を全員に配布                        |
| 10  | 民間団体              | NPO 法人<br>CAPセンター・JAPAN                          | 米国で開発された、子供を性暴力等の暴力から守るための予防教育プログラム「CAP <sup>2</sup> 」の活動支援や実践者育成等を実施    |
| 11  | 民間団体              | 認定NPO 法人<br>エンパワメントかながわ                          | 子供向けのデートDV予防教育プログラムや保護者・教職員向けのワークショップを実施                                 |
| 12  | 民間団体              | 社会福祉法人<br>児童愛護会 一宮学園                             | 性教育の視点を通して生活・生い立ち・他者と共に生きることの大切さを子供たちに理解させるプログラムを実践                      |
| 13  | 病院                | 兵庫県立尼崎総合医療センター                                   | 学校内で性暴力が起き、被害/加害児童・生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引きを令和2年に作成                      |
| 14  | 産婦人科<br>医師/<br>教員 | 埼玉医科大学<br>医療人育成支援センター<br>地域医学推進センター<br>助教 高橋幸子医師 | 外部講師として小中高校で性教育授業を実施しているほか、家庭でできる性教育についてのウェブサイトや、インターネットテレビの性教育ドラマを監修    |

<sup>1</sup> 正式名称は「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」。

<sup>2</sup> Child Assault Prevention（子供への暴力防止）の略。

## 2.2 調査結果の総括

### 2.2.1 既存の取組の特徴

#### (1) 性暴力が起こる構造の理解に焦点を当てた教育内容

性暴力防止のための教育では、「被害者にならない」という視点はもとより、まず「加害者にならない」という観点が最も重要とされている。デートDVやセクシュアルハラスメントといった個別の暴力類型を取り上げて「やってはいけないこと」として指導するのではなく、まず人と人との支配的な力関係やジェンダーに関する固定観念といった、性暴力の構造的な理解を促す教育を行っている。そのため、最初から「性暴力とは」と入るのではなく、誰しも心と体は自分のもので尊重されるべきであるといった概念や、よい人間関係とはどういうものかといった基本的概念を丁寧に伝えている。また、その際は、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に則った性教育の発達段階別キーコンセプトを用いて指導内容の設計をしている機関も多い。

#### (2) 児童・生徒の中に必ず被害者がいることを想定した授業設計

授業を行う際は、クラスの中に被害児童生徒が必ずいることを想定して行う必要がある。特に、被害を受けたことがある、あるいは現在進行形で受けている児童生徒にとっては、授業の内容そのものが二次被害となる可能性もある。

そのため、「授業を最後まで座って聞くこと」といった指導の仕方は適切ではなく、授業の前には必ずそのような内容の授業を行うことを周知した上で、参加したくない生徒は参加しなくてもよいことや、途中で抜けてもよいこと等を伝えるといった配慮をしている。また、学校側で被害に遭ったことのある児童生徒を把握している場合は、特別な配慮をするようにしているほか、授業を行う教員は生徒の様子を見ながら進めている。事前に把握していなくても、授業の後に生徒から相談に来るケースも少なくないといい、そうした場合に対応できるよう、養護教諭や専門機関と連携できる準備もして取り組んでいる機関が多かった。

性暴力防止教育は、教員が教え、学生の達成度合いを評価（採点）する通常の教科とは異なり、児童生徒が性暴力の背景や構造を理解して、自分の問題として当事者にならないための行動に移せるようになることが目的である。そのため、本教育を行う際は、児童生徒と対等な目線で伝えることを常に意識し、高圧的な表現や、上から指導するようなかたちにならないよう注意が必要であるとの声も多くの機関で聞かれた。

#### (3) 児童生徒の様子を意識した指導

幼児期や小学校低学年では、主に自分の体も他人の体も大事であるといったことや、自分だけの大切などところといった概念を教えることから、プールや着替えといった日常生活の中に取り込んで指導しているようである。断りなく他人の体に触る、着替えているところを見るといった行動や、児童同士でふざけているような行動（スカートめくり、ほかの子供のズボンを下ろす等）が見られた場合には、その都度教えていく等、教員が児童の様子を見ながら取り組んでいる。

思春期に入る小学校高学年以降、特に中学生、高校生を対象とする教育では、社会の動き

にアンテナを張りつつ、SNS の普及のようにそのときに問題となっている事象を踏まえつつ授業を設計しているようであった。授業の進め方としては、教員が話し生徒に聞かせるというかたちではなく、何らかのワークを取り入れて生徒同士でディスカッションする等、生徒自身に考えさせ、意見を交換させる取組を行っている機関が多い。

## 2.2.2 既存の取組の効果・課題

### (1) 取組の効果

授業を受けたことで、それまでの経験や行動に関して、生徒自身の捉えなおしがあるとされる。性に関わるトラブルを自覚し、生徒自身や生徒間で指摘できるようになったり、生徒間でセクシュアルハラスメントのような発言は減ったりするという。また、自分がされてきたことは性暴力だったのだと理解して相談する傾向もあるという。

また、特別支援教育においては、公共トイレの使い方、入浴方法、人との距離等、児童生徒が自分で知る機会がない事項について、時間を取って改めて学習したことで身についていくようである。身近な生活の場面に結び付けて性について繰り返し学習していくことが重要で、そうすることで男女の距離についても定着してくるという。

### (2) 取組から分かった課題

授業では、対等な関係を大切にするように指導することから、教員は生徒に対して「しっかり聞くように」「最後まで座っているように」等と言わないこととされているものの、授業開始時には生徒に対して指示的になっている教員もあり、授業の内容だけでなく、授業現場をどのように作っていくかが課題である。「この問題にはこの答え」といった教え方が染みついていて教員や子供もいるため、一つの問いに一つの回答があるという教育方法だけではないということを大人が受け入れる必要がある。

一方で、研修時間を確保できないといった理由から、こうした取組に当たっての全教員への研修が十分にできていないといった声も多く聞かれた。こうした点から、全国的に実施する際は、学校だけで解決しようとするのではなく、専門機関との連携が重要とみられる。

こうした授業や活動に関心を持つのは性被害に遭いやすい女性の方が圧倒的に多いとされ、男性にどのように関心を持ってもらうかといった点も大きな課題とみられる。

また、教職員が性暴力の被害を受けた児童生徒への指導・対応をするに当たっては、性暴力によるトラウマをしっかりと理解することが重要であるとの指摘もあった。授業の実施に当たっては、教職員に対し性暴力の基本的な知識だけでなく、心身にどのような影響を与えるのか、被害児童生徒への対応等に関する研修も行う必要があるとみられる。

### 3. 発達段階に応じた教材イメージ・指導の手引き等の調査・検討

#### 3.1 教材イメージ

##### 3.1.1 幼児期

###### (1) 検討に当たっての視点

本教材は5歳以上の幼児を対象としている。幼児期では、同じことを繰り返し指導することが重要であることから、遊びや園での生活の中で指導できるような機会を捉えて指導することを想定している。自分自身を大切にすることや、相手を尊重することが大切であることを、教育の基本となる考え方とした。異性の体の違いに気が付き、興味を持ち始める幼児もいることから、幼児期から自分や相手の体を大切にできるようになることを目指した。

###### (2) 教材のあり方における留意点・構成

実際に発生している性暴力においては、口や顔への被害も多いことから、水着で隠れる部分に限らず、口や顔、それ以外の部分も自分だけの大切な体であることが伝わるよう留意した。また、男児も性暴力の被害に遭う可能性があることから、本教材のイラストにおいては女児だけでなく男児も被害に遭う可能性を認識してもらえよう工夫した。

嫌な気持ちになる触られ方については例示する必要はあるものの、スカートめくりやズボン下ろしといった行為を具体的に例示すると、かえって幼児が真似をする可能性があるとの指摘があったことから、教材自体にはそのようなイラストは用いないこととした。

幼児が興味を持ちやすいよう紙芝居形式とし、かつ、切り分けて使用することができるような構成とした。また、一部のスライドは幼児と一緒に考えるようなワーク形式とした。

##### 3.1.2 小学校

###### (1) 低・中学年

###### 1) 検討に当たっての視点

自分自身を大切にすることや、相手を尊重することが大切であることを、教育の基本となる考え方とした。小学校低・中学年の段階から、自分とほかの人の体を大切にできるようにすることにより、性暴力の被害者・加害者にならないための知識や判断力を身に付けられるようになることを目指した。

###### 2) 教材のあり方における留意点・構成

日常生活の場面を想定した事例を扱うことで児童の理解を深め、また、ワークシートを用いて児童に考えさせる時間を設ける等、双方型を意識した授業ができるよう工夫した。実際に発生している性暴力においては、口や顔への被害も多いことから、水着で隠れる部分に限

らず、口や顔、それ以外の部分も自分だけの大切な体であることが伝わるよう留意した。授業を受けている児童の中には、過去に性暴力に遭ったことがある、または今まさに性暴力被害を受けている児童がいる可能性があることを念頭に、具体的な被害事例の掲載は控えた。

学校の実態に合わせて使用することができるよう加除が可能なスライド形式とし、教材とワークシートで構成した。

## (2) 高学年

### 1) 検討に当たっての視点

小学校中学年までに身に付けた「自分とほかの人の体を大切にする」という点を教育の基本となる考え方とした。また、小学校高学年はスマートフォンや、パソコンを使用できる環境にある児童も多くなることから、SNSの危険性についても扱うこととした。

具体的には、自分以外のほかの人を尊重するための距離感を学び、自分とほかの人を守る距離感のルールを理解して性暴力の被害者・加害者にならないための思考力を高めることや、対等な関係性について理解することで性暴力の加害者にならないための思考を身に付けることを目指している。また、SNS等を介した性暴力被害を未然に防ぐため、事例を通じてSNSの危険性を理解することも目標としている。

### 2) 教材のあり方における留意点・構成

日常生活の場面を想定した事例を扱うことで児童の理解を深め、また、ワークシートを用いて児童に考えさせる時間を設ける等、双方型を意識した授業ができるよう工夫した。さらに、過去に性暴力に遭ったことがある、もしくは、今まさに性暴力被害を受けている児童が授業を受けている児童の中にある可能性があることを念頭に、二次被害を防ぐという観点から、SNS等を介した性暴力被害に関する事例を含め、具体的な被害事例の掲載は控えた。

また、男児も性暴力の被害に遭う可能性があることから、SNS等を介した性暴力被害についてのイラストは、性別に偏りなく被害に遭う可能性を認識してもらえるよう工夫した。構成は小学校低・中学年と同様とした。

## 3.1.3 中学校

### (1) 検討に当たっての視点

本教材は、授業の1単位時間で扱われることを想定している。自分自身を大切にすることや、相手を尊重することが大切であることを、教育の基本となる考え方とした。また、生徒が性暴力に関する正しい情報を理解することで、加害者・被害者・傍観者にならないための行動を取れるようになることを目指した。

### (2) 教材のあり方における留意点・構成

悪いのは加害者であり被害者は悪くないこと、性暴力は許されないことが生徒に伝わるよう留意した。また、登場人物を同世代とし、極端な事例ではなく中学生に起こり得る事例



を用いることで性暴力が身近な問題であることに気付かせる工夫をした。そのほか、過去に性暴力に遭ったことがある、もしくは、今まさに性暴力被害を受けている生徒がいる可能性があることを念頭に、イラストは過度な描写を控える配慮を行った。

学校の実態に合わせて使用することができるよう加除が可能なスライド形式とし、教材、補足資料（事例集）、ワークシート、相談先の4部構成とした。

### 3.1.4 高校

#### (1) 検討に当たっての視点

本教材は、授業の1単位時間で扱われることを想定している。自分自身を大切にすることや、相手を尊重することが大切であることを、教育の基本となる考え方とした。また、生徒が性暴力に関する正しい情報を理解することで、加害者・被害者・傍観者にならないための行動を取れるようになることを目指した。

#### (2) 教材のあり方における留意点・構成

悪いのは加害者であり被害者は悪くないこと、性暴力は許されないことが生徒に伝わるように留意した。また、登場人物を同世代とし、極端な事例ではなく高校生にも起こり得る事例を用いることで性暴力が身近な問題であることに気付かせる工夫をした。そのほか、過去に性暴力に遭ったことがある、もしくは、今まさに性暴力被害を受けている生徒がいることを念頭に、イラストは過度な描写を控える配慮を行った。構成は中学校と同様とした。

### 3.1.5 高校（卒業直前）・大学・一般

#### (1) 検討に当たっての視点

自分や周りの人の尊重が大切であることを、教育の基本となる考え方とした。また、幼児期からの体系的な学びを意識しつつ、性暴力に関する正しい知識や情報を伝えられるような資料を目指した。さらに、性暴力が起こる背景を理解した上で、読者が加害者・被害者・傍観者にならないための行動を取れるようになることを目指した。

本資料は、高校では主に卒業直前の生徒に配布することを想定しており、学校の実態に合わせて必要に応じて授業を実施することも可能としている。大学では、新入生オリエンテーションや授業等で配布した上で、必要に応じて内容について教職員等から紹介してもらうことや、大学構内やハラスメント相談室等に設置し、学生が自由に持ち帰れるようにすること等を想定している。一般の人には、ウェブサイト上で資料を閲覧できるようにし、個人や団体等で自由に活用してもらうことを想定している。

#### (2) 教材のあり方における留意点・構成

性暴力が身近で起きていることを、データを示しながら正しく伝えられるよう工夫した。また、性暴力のない社会に向けて、一人一人がどのような考えや行動を取ることができるかについて、分かりやすく伝えられるよう留意した。多くの方に気軽に手に取って読んでもら

えるような資料となるよう、親しみやすいイラストを交えながら、簡潔で分かりやすく伝えられるよう配慮した。表紙を含め4ページとし、A4サイズで二つ折りになる構成にした。

## 3.2 指導の手引き

### 3.2.1 概論

各段階におけるねらいを明確に示すことで、各学校において教員がねらいに基づいた適切かつ効果的な指導をできるように工夫した。また、学校間や教員間で性暴力に関する知見が異なる可能性を考慮し、各教員が無理なく適切に指導を行えるよう、指導が必要とされる背景や指導上の留意点、授業における工夫を簡潔に分かりやすく記載することに留意した。さらに、指導の展開例を示すことで、指導準備にかかる教員の負担を減らし、教材を用いて効果的に指導を行うことができるようにした。加えて、既存取組に関するヒアリング調査において、性暴力というテーマを取り扱う上で配慮が必要であることを複数団体より聴取したことから、このテーマを取り扱う上での配慮・留意事項も詳細に検討した。

### 3.2.2 幼児期

異性の体の違いに気が付き、興味を持ち始める幼児もいることから、幼児期から自分や相手の体を大切にできるようにすることを、指導における基本的な考え方とした。被害防止の観点では、自分だけの大切なところを守るルールや、自分の体を見られたり触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を効果的に指導できるよう、指導上の留意点や指導方法、ポイント等を検討した。

### 3.2.3 小学校

#### (1) 低・中学年

小学校低・中学年から自分とほかの人の体を大切にできるようにすることで、性暴力の被害者・加害者にならないための知識や判断力を身に付けられるようになることを、指導における基本的な考え方とした。被害防止の観点では、自分だけの大切なところを守るルールや、自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を効果的に指導できるよう、指導上の留意点や指導方法、ポイント等を検討した。

#### (2) 高学年

自分とほかの人を守る距離感のルールを理解し、性暴力の被害者・加害者にならないための思考力を高めるとともに、対等な関係性を理解し、性暴力の加害者にならないための思考を身に付けられるようにすることを、指導における基本的な考え方とした。小学校高学年はスマートフォンやパソコンを使用できる環境にある児童も多いことから、SNS等を介した性暴力被害を未然に防ぐためにSNSの危険性を理解できるようにすることも含めた。自分とほかの人の大切なところを守るルールや人との距離感、距離感が守られないときに取るべき行動を効果的に指導できるよう、指導上の留意点や指導方法、ポイント等を検討した。

### 3.2.4 中学校

中学生での性暴力は、加害者に優位性がある状況での被害が多く、生徒間での性暴力も増加する。また、インターネットへのアクセスが容易になることで、SNS等を介した被害も発生する。そのような現状も含め、性暴力について生徒が正しく理解できるようにすることを指導における基本的な考え方とした。被害防止の観点では、被害を未然に防ぐためにできることや、被害に遭った場合の対処法を効果的に指導できるような記載とするよう留意した。また、加害者・傍観者にならないための考え方や行動を生徒に対して効果的に指導できるよう、指導上の留意点やポイント等を検討した。

### 3.2.5 高校

高校での性暴力は、人間関係が広がる中で、学校の先輩・同級生・後輩、交際相手、指導者等、身近な人から性暴力を受ける場合が多い現状も含め、性暴力について生徒が正しく理解できるようにすることを、指導における基本的な考え方とした。被害防止の観点では、被害を未然に防ぐためにできることや、被害に遭った場合の対処法を効果的に指導できるような記載とするよう留意した。また、加害者・傍観者にならないための考え方や行動を生徒に対して効果的に指導できるよう、指導上の留意点やポイント等を検討した。

### 3.2.6 高校（卒業直前）・大学・一般

高校卒業後の進学先や職場等で性暴力に遭う可能性があることから、被害が身近で起きているという現状も含め、性暴力について生徒が正しく理解できるようにすることを、指導における基本的な考え方とした。被害防止の観点では、被害を未然に防ぐためにできることや、被害に遭った場合の対処法を効果的に指導できるような記載とするよう留意した。また、加害者・傍観者にならないための考え方や行動を生徒に対して効果的に指導できるよう、指導上の留意点やポイント等を検討した。

### 3.2.7 特別支援教育

障害のある児童生徒等が性暴力の当事者とならないよう、安全な意思決定や相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようになることを、指導における基本的な考え方とした。また、障害のある児童生徒等が被害加害について正しく認識し、困ったときに適切に対応することができるようにするために、指導における工夫や留意点を検討した。また、性暴力というテーマの内容によっては授業で扱うことが難しい可能性があることを考慮した上で、具体的な指導方法を検討した。加えて、障害のある児童生徒等への指導に当たり配慮・工夫が必要な事項等を検討した。

## 3.3 教職員・保護者への案内

教職員向けに、生命の安全教育の趣旨や教育内容等について説明する案内を作成した。また、保護者への案内については、既存取組の調査結果に基づき、各段階における案内のひな形を作成した。

#### 4. 検討会開催概要

検討会において、生命の安全教育のあり方や、教材イメージ・指導の手引き及び啓発資料に関する議論が行われた。各回の概要は以下の通りである。

表 6 検討会開催概要

| 検討会 | 議事概要   |
|-----|--|
| 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>林内閣府男女共同参画局長及び浅田文部科学省総合教育政策局長並びに検討会委員から挨拶があった。</li> <li>性犯罪・性暴力に関して、内閣府から現状の説明が行われた。</li> <li>現状の学校教育での取組について、文部科学省から説明があった。</li> <li>国際的な取組について、参考人（良 香織 宇都宮大学 准教授）から説明があった。</li> <li>既存取組例の紹介について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。</li> <li>ヒアリング調査実施計画について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。</li> <li>委員から、福岡県での取組について紹介があった後、意見交換が行われた。</li> </ul> |
| 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長から挨拶があった。</li> <li>既存教材・取組に関する調査結果について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。</li> <li>ヒアリング調査結果の概要について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。</li> <li>特徴的な取組における教材の概要について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。</li> <li>委員から、全体を通じた質疑と意見交換があった。</li> </ul>  |
| 第3回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長から挨拶があった。</li> <li>教材骨子について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。</li> <li>教材イメージ案について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。</li> <li>指導の手引き案について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。</li> <li>委員から、全体を通じた質疑と意見交換があった。</li> </ul>  |
| 第4回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長から挨拶があった。</li> <li>教材イメージ案について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。</li> <li>指導の手引き案について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。</li> <li>報告書案について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。</li> <li>委員から、全体を通じた質疑と意見交換があった。</li> <li>林内閣府男女共同参画局長から、締めくくりの挨拶があった。</li> </ul>  |